

I フロン類回収業 留意事項

1. フロン類回収業者の登録と登録の更新（使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第53条）

フロン類回収業を行おうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。
この登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。

※フロン類回収業者は、県の登録とは別に、電子マニフェストによる移動報告、フロン類やエアバッグ類の回収料金の支払い等のために、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが管理・運営する「自動車リサイクルシステム」への登録も必要です。

2. フロン類回収業者の引取義務（法第11条）

フロン類回収業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、引き取らなければなりません。

3. フロン類回収業者の回収義務（法第12条）

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従い、当該使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類を回収しなければなりません。

＜フロン類回収業者によるフロン類の回収に関する基準＞

・特定エアコンディショナーの冷媒回収口における圧力（絶対圧力）の値が、一定時間経過した後、下表のフロン類充てん量に応じてそれぞれの圧力（絶対圧力）以下になるよう吸引すること。

フロン類の充てん量	圧力（絶対圧力）
2 kg 未満	0.1 MPa<メガパスカル>
2 kg 以上	0.09 MPa<メガパスカル>

・フロン類の種類およびフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行いまたはフロン類の回収に立ち会うこと。

4. フロン類回収業者のフロン類の引渡義務（法第13条）

フロン類回収業者は、使用済自動車からフロン類を回収したときは、自ら再利用する場合を除き、特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等または指定再資源化機関（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に当該フロン類を引き渡されなければなりません。

5. フロン類回収業者の使用済自動車の引渡義務（法第14条）

フロン類回収業者は、フロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引き渡されなければなりません。

6. フロン類回収料金（法第23条）

フロン類回収業者は、自動車製造業者等にフロン類を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、当該自動車製造業者等に対し、当該フロン類の回収および当該フロンを引き渡すために行う運搬に要する費用については、自動車製造業者等が定めるフロン類回収料金の支払を請求することができる。

7. 移動報告（法第 81 条）

フロン類回収業者は、電子マニフェスト等を利用して、引取・引渡から 3 日以内に情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡の報告を行わなければなりません。

また、フロン類回収業者は、事業所ごとに、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間について集計し、当該期間終了後 1 月以内に、以下の項目について、情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に報告しなければなりません。

- ・当該期間内に自動車製造業者等または指定再資源化機関に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ・当該期間内に再利用したフロン類の種類ごとの量および当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号
- ・当該期間終了の日において保管していたフロン類の種類ごとの量

8. 廃棄物処理基準遵守義務（法第 122 条）

フロン類回収業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 7 条第 1 項または第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けずに、使用済自動車の収集または運搬（法第 11 条の規定による引取りまたは法第 14 条の規定による引渡しに係るものに限る。）を業として行うことができます。

なお、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従って運搬しなければなりません。

9. 登録の拒否（法第 56 条）

知事は、フロン類回収業登録申請者が次のいずれかに該当するときは、その登録を拒否します。

◆法第 56 条第 1 項第 1 号から第 7 号までのいずれかに該当するとき

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 法第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが法第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 5 法第 58 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの
*法第 56 条第 1 項第 1 号の主務省令で定める者は、「精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者」のことであり、
*フロン類法とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）の略称である

◆申請書に記載された法第 54 条第 1 項第 6 号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき

<登録の基準>（申請時には、以下についての書類を添付してください。）

※使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。（所有権または使用権原を有すること。）

※申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

◆申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき

10. フロン類回収業者の変更の届出（法第57条）

フロン類回収業者は、法第54条第1項各号に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければなりません。

ただし、回収しようとするフロン類の種類を変更せずに、フロン類回収設備の能力、またはフロン類回収設備の数を変更する場合は届出の必要はありません。

11. フロン類回収業者の廃業等の届出（法第59条）

フロン類回収業者が法第59条で準用する法第48条第1項各号に該当することとなった場合は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければなりません。

12. 標識の掲示（法第59条）

フロン類回収業者は、法第59条で準用する法第50条の規定に基づき、事業所ごとに、公衆の見やすい場所にフロン類回収業者であること、氏名または名称、回収しようとするフロン類の種類、登録番号を記載（縦および横それぞれ20cm以上）を掲げなければなりません。

また、ウェブサイトを用意しているフロン類回収業者（常時使用する従業者の数が5人以下の場合を除く）は、ウェブサイトのトップページ等の見やすい箇所にも「氏名又は名称」および「登録番号」を掲載する必要があります。

13. 登録等の申請先

フロン類回収業を行う事業所を管轄する機関に提出してください。

複数の事業所を登録する場合は、主たる事業所を管轄する機関に提出してください。

なお、事業所を追加の場合も、当初の受付機関が窓口となります。

受付機関一覧

機関の名称	所在地	電話番号	管轄
琵琶湖環境部 循環社会推進課	〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号	077-528-3474	大津市<注意>
南部環境事務所	〒525-8525 滋賀県草津市草津三丁目14番75号	077-567-5456	草津市、守山市、栗東市、 野洲市
甲賀環境事務所	〒528-8511 滋賀県甲賀市水口町水口6200	0748-63-6134	湖南市、甲賀市
東近江環境事務所	〒527-8511 滋賀県東近江市八日市緑町7番23号	0748-22-7759	近江八幡市、東近江市、 蒲生郡（日野町、竜王町）
湖東環境事務所	〒522-0071 滋賀県彦根市元町4番1号	0749-27-2255	彦根市、愛知郡（愛荘町）、 犬上郡（豊郷町、甲良町、 多賀町）
湖北環境事務所	〒526-0033 滋賀県長浜市平方町1152番2号	0749-65-6653	長浜市、米原市
高島環境事務所	〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津1758	0740-22-6066	高島市

<注意>大津市内の新規登録等については、大津市産業廃棄物対策課（077-528-2062）にお問い合わせください。

14. 登録申請書等の提出部数

申請書等の提出は、正本1部です。

書類の補正（書類の手直し）が必要な場合にスムーズに対応できるように、提出する書類の「控え」（電子ファイル、コピーなど）を手元に残すようにしてください。

また、登録申請手続きにおいては、次のとおり審査手数料が必要となります。

新規登録申請	6,000円
更新登録申請	4,000円

●令和8年4月1日以降は、滋賀県収入証紙での納付はできません。

●審査手数料の納付方法

【来庁申請】○受付窓口でのクレジットカードによる納付

○現金での納付

◇循環社会推進課の場合 県庁設置の券売機で支払ってください。

◇各環境事務所の場合 庁舎内にある地域会計係で支払ってください。

※納付時に発行される領収書の控えを提出してください。

【郵送申請】○主要なコンビニでの納付

※「事前受付番号」を用いて、滋賀県HPの「自動車リサイクル法に基づく登録申請書等様式集」中の「審査手数料の納付について」から手続きしてください。

15. 新たに登録された事業者の方へ

新たにフロン類回収業者に登録された方は、手元に届いた登録通知書を準備の上、自動車リサイクルシステムのホームページにアクセスして、メールアドレスを登録してください。

一時利用者向けログイン画面のURL が登録したメールアドレスに届きますので、そのURL にアクセスして、事業者情報・事業所情報の登録手続きを進めてください。